

戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和8年4月1日

戸田市教育委員会

教育長 戸ヶ崎 勤

戸田市教育委員会訓令第2号

戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

戸田市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「戸田市立小・中学校管理規則」の次に「（昭和32年教育委員会規則第2号）」を加える。

第5条中「職員の服務に関する宣誓に関する条例」を「職員の服務の宣誓に関する条例」に改める。

第10条中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項の次に次の2項を加える。

9 職員が、県条例第16条の2に規定する子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、子育て部分休暇承認請求書（第10号様式の2）をもって、教育委員会に請求しなければならない。

10 子育て部分休暇の承認を受けている職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、子育て部分休暇変更届（第10号様式の3）をもって、遅滞なく教育委員会に届けなければならない。

- (1) 産前の休業を始めた場合
- (2) 出産した場合
- (3) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- (4) 子育て部分休暇に係る子が当該職員の子でなくなった場合
- (5) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

第13条の見出し中「願出又は届出」を「願出等」に改め、同条中「する願出又は届出」を「する願出、届出又は請求（以下「願出等」という。）」に、「あらかじめ願出又は届出」を「あらかじめ願出等」に、「もって願出又は届出」を「もって願出等」に改める。

第10号様式の次に別記の2様式を加える。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

子育て部分休暇承認請求書

年度		氏名				校名			
	請求に係る子	続柄				職名			
		生年月日	年	月	日生	氏名			

整理 番号	承認					請求事由 (承認/取消)	子育て部分休暇の請求期間							請求月日	備考		
	失業者				請求者		月日			毎日/ 曜日等	時間						
1							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
2							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
3							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
4							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
5							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
6							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
7							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
8							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
9							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
10							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	

(注) 1 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。
 2 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書等)又はその写しを添付すること。

